

## アグリスタート研修支援事業(研修交付金事業) の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (原則、トライアル研修終了後に申請案内)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

### 3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出の必要はありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了とは:対象研修が終了した日、または交付申請書に記載の  
交付対象期間が満了した日。

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から20日以内 若しくは翌年度の4月20日まで)

※実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

研修記録簿等により研修状況を確認し、原則、半年ごとに支払います。

資料提出・  
問い合わせ先

鳥取県農林水産部 農業振興監経営支援課 就農支援担当  
住所:〒680-8570 鳥取市東町1-220  
電話:(0857) - 26 - 7261  
メール:keieishien@pref.tottori.lg.jp